

弁護士労働相談

- ◎解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ、パワハラ、損害賠償など労働問題について専門の弁護士が法的アドバイスをを行います。
- ◎事前に電話で**予約申込**が必要です。事前に職員が相談をお受けする場合があります。
- ◎同じ内容でのご相談は1回のみとなります。
- ◎弁護士を紹介する場ではありません。

■会場・日程

平成30年4月～平成31年3月

会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月
① 平塚	11 (水)	—	13 (水)	11 (水)	8 (水)	—
② 小田原	—	9 (水)	—	—	—	12 (水)
会場	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 平塚	10 (水)	14 (水)	12 (水)	—	13 (水)	13 (水)
② 小田原	—	—	—	9 (水)	—	—

■時間

午後2時～午後5時 1件40分以内

■会場

①平塚 県平塚合同庁舎別館 かながわ労働センター湘南支所
(平塚市西八幡1-3-1)

②小田原 県小田原合同庁舎1階 県民の声・相談室
(小田原市荻窪350-1)



【相談方法】 弁護士による面談、秘密厳守

【必要資料】 ①トラブルの概要、②労働契約書などの写し、③給料明細書、
④相手方からの通知書など
(資料はなくても相談いただけます)

予約申込 神奈川県かながわ労働センター湘南支所 <電話0463-22-2711 (代)>

※職員による労働相談は、土、日、祝・休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除き、毎日(8:30~12:00、13:00~17:15)お受けしています。